

Q14 日米地位協定と他国の地位協定には違いがあるのですか。

**A** 沖縄県では、日米地位協定の問題点を明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることがを目的に、米軍に対する受入国の国内法の適用、基地の管理権、訓練・演習に対する受入国の関与、航空機事故への対応等の4つの項目について、他国の地位協定や米軍基地の運用状況を調査しました。

調査の結果、例えば、ヨーロッパ4か国では、騒音軽減委員会や地域委員会の設置等によって、地元自治体からの意見聴取や必要な情報の提供が行われているほか、受入国側の基地内への立入り権も確保され、米軍機の墜落事故の際にも受入国側が主体的に捜索等に関わることができる国があることも分かっています。

また、ドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスのヨーロッパ4か国、オーストラリア及びフィリピンでは、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることを確認しています。

■ 8か国比較表(地位協定、国内法、運用等)

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権 明記無し	航空特例法等 により規制できず	捜索等を行う権利 を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の 承認が必要	ドイツ側が現場を規制、 調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の 承認が必要	イタリア検察が証 拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の 立入り権確保	自国軍よりも 厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による飛行 禁止措置等明記	英国警察が現場を 規制、捜索
オーストラリア	原則適用	立入り権明記	航空管制規則により規制	(未確認)
フィリピン	原則適用	立入り権明記	航空管制規則により規制	(未確認)
韓国	原則不適用 ※考え方について 日本と差違	立入り権明記無し	規制確認できず	捜査権を行う権利を 行使しない

**Q** 日本とは安全保障環境や法体系が異なる他国と比較しても意味がないのではないのですか？

**A** これまでに地位協定の改定を実現しているフィリピンや韓国では、米国との交渉の際にヨーロッパ諸国(NATO)や日本の地位協定が参考にされています。

また、日本の外務省においても、ホームページに他国との比較をした事例が紹介されており、自国の地位協定と他国が締結している地位協定を比較し、実際に基地の運用がどのようになされているかを確認することは、沖縄県としては、大変重要なことだと考えています。

(参考)外務省のホームページ(日米地位協定Q&A問9)

(公務外の米軍人等の身柄の引き渡し時期について)「日米地位協定の規定は、他の地位協定の規定と比べても、NATO地位協定と並んで受入国にとっていちばん有利なものとなっています」(以下、略)

【QRコード】

地位協定  
ポータルサイト



## Q15 日米地位協定の改定は難しいのではないですか。

A

日米地位協定は、昭和35年(1960年)に締結されて以降、一度も改定されたことがありません。

しかし、日本と同じように米国と地位協定を締結しているドイツや韓国では、改定を実現させています。

特にドイツでは、昭和34年(1959年)に締結されたボン補足協定をこれまで3度も改定しており、駐留軍に対しても原則としてドイツの国内法が適用されることが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられています。

## ■日本とドイツの地位協定の比較

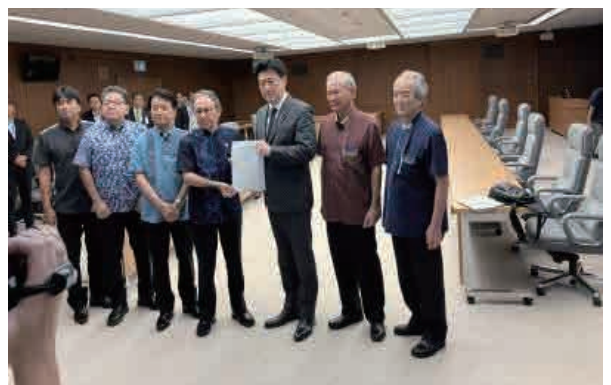
	日米地位協定	ボン補足協定
締結年	昭和35年(1960年)	昭和34年(1959年)
改定実績	無し	3度
駐留軍に対する国内法の適用	日本国法令を尊重	原則としてドイツ国内法を適用

沖縄県としては、日米地位協定の見直しについては、米軍基地が集中する沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護などについてどう考えるかという極めて国民的な問題であると考えています。

全国知事会※1では、平成30年(2018年)7月に「米軍基地負担に関する提言」を全都道府県による全会一致で決議し、日米地位協定の抜本的な見直しを初めて政府に提言し、令和2年(2020年)11月には、新たな「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議されました。

そのような全国知事会の提言を受けて、全国の地方議会で日米地位協定の抜本的な見直しを含む意見書が可決されているほか、国政政党においても、改定に向けた様々な動きが見られるなど、この問題に対する理解は全国に広がりつつあります。

沖縄県としては、今後とも、全国知事会や渉外知事会※2など全国的な団体とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えています。



日米地位協定の見直し等を要請する玉城知事  
令和6年(2024年)

## キーワード

## ●全国知事会※1

各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として設立。全国47都道府県知事で構成。平成28年11月には、沖縄をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況について広く理解し、研究するために「米軍基地負担に関する研究会」が設置された。

## ●渉外知事会※2

米軍提供施設等が所在する都道府県相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図るため、昭和37年1月に設立。令和8年3月現在、15都道府県で構成。